

はちしん 子育て支援定期預金「未来・I」

当初1年、お預け入れ時点の店頭表示金利に、
お子様の人数に応じて定期預金の金利がアップ!!



商品概要

○ご利用いただける方○

- 次の条件をすべて満たす個人のお客様
- ・新たな資金または普通預金からの振替によりお預け入れいただいた方
- ・22歳以下の扶養するお子様をお持ちの方

○対象預金○

- スーパー定期<1年もの>、スーパー定期300<1年もの>
(各自動継続扱い)

○お預け入れ金額○

- スーパー定期／10万円以上300万円未満(1円単位)
- スーパー定期300／300万円以上1,000万円未満(1円単位)

○その他○

- ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお支払するお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、マル優の対象となる方は、マル優扱いでのお取り扱いができます。
- ・本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。
- ・ATMでのお預け入れはできません。
- ・「総合口座」の担保とすることができます。ただし、貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率が適用されます。
- ・自動継続後は、継続日におけるスーパー定期およびスーパー定期300の店頭表示金利を適用いたします。
- ・お利息は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で行ない、満期日以降に一括してお支払いいたします。
- ・金利環境等の変化により、金利等のお預け入れ内容の変更やお取扱いを中止させていただく場合があります。
- ・税引き後の金利は、小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。

○適用利率○

固定金利扱いとし、22歳以下の扶養するお子様の人数に基づいて定期預金の金利を上乗せいたします。

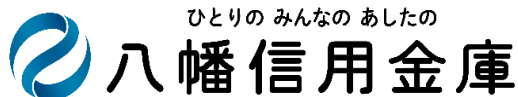
- <適用金利> お子様1人の場合：店頭表示金利+0.05%
- 2人の場合：店頭表示金利+0.10%
- 3人の場合：店頭表示金利+0.15%
- 4人以上の場合：店頭表示金利+0.20%

※「扶養するお子様」とは、預金契約者またはその配偶者の方が扶養する22歳以下のお子様を対象とします。

○中途解約時の取扱い○

やむをえぬ理由により満期日前に中途解約された場合は、当金庫所定の利率に基づき計算してお支払いいたします。

※最新の店頭表示金利については店頭もしくは、当金庫ホームページでご確認ください。



<https://www.shinkin.co.jp/hachiman>

本店営業部 0575-65-3121
白鳥支店 0575-82-2536
荘白川支店 05769-5-2336
高鷲支店 0575-72-5133
和良支店 0575-77-2226

金山支店 0576-32-2779
大和支店 0575-88-3111
美並支店 0575-79-3450
小野支店 0575-65-2988

※詳しくは窓口または、営業担当者
にお問い合わせください。